

昭和六十三年四月二十六日受領
答 弁 第 一 一 五 号

内閣衆質一一二第二五号

昭和六十三年四月二十六日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員岩佐恵美君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員岩佐恵美君提出加工食品の栄養成分表示に関する質問に対する答弁書

一について

加工食品も含め、商品又は役務に関する表示が、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）に基づき所要の措置を講じてきたところであるが、今後とも同法に違反するおそれがあると認められる表示に接した場合には、同法の定める手続に従って調査する所存である。

二及び三について

加工食品の栄養成分表示は、国民が自ら食生活改善に取り組む際の便宜に資するという性格

のものであること等を勘案し、民間の自主性にゆだねることが適当であると考えたものである。

なお、政府としては、今後とも、国民の健康の確保を最優先として取り組んでまいりたい。
四から六までについて

加工食品の栄養成分表示は、国民の健康増進及び成人病の予防に資し、並びに国民の適正な食品選択に寄与するため、加工食品に含まれる栄養成分の種類及び量についての情報を国民に提供する観点から、民間において推進されているものであり、栄養成分表示が行われた加工食品数も順調に増大している。

政府としては、加工食品の栄養成分表示が円滑に行われ、その本来の目的を達成し得るよう努めてきたところであり、今後とも適切に対処してまいりたい。